

令和3年2月28日
島根県防災部防災危機管理課
担当：茶山、太田
電話：0852-22-5885

第24回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和3年2月28日（金） 11:00～11:15

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、副教育長、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、
関係課長 計23名

内 容：以下のとおり

1. 緊急事態宣言の期間延長に伴う県の対応について

（1）緊急事態宣言の対象区域変更について（防災危機管理課長）

緊急事態宣言の対象区域の変更などについて説明 【資料1】

（2）県内の患者発生状況について

健康福祉部（健康福祉部長）

① 県内の感染者の状況等について説明 【資料2】

- ・県内では、これまでに、計284人の感染が確認されており、2月以降では、15人の感染を確認。
- ・県では、これまで感染者の確認の都度、幅広くPCR検査等を行う方針で調査・検査を実施しており、感染者は、全国の発生状況と比較しても低位に抑えられており、保健所を中心とした調査・検査が的確に対応できているものと考えている。
- ・陽性患者は、1月下旬にクラスターの発生により一時的に大幅に増加したが、月単位で見ると、12月は61人、1月は60人、2月は15人と減少傾向が見られる。
- ・医療提供体制として、病床確保計画上100床としている即応病床を、感染者数の状況に応じて調整しており、2月1日にはこれまでの最大確保数となる198床まで増やした。
その後、感染者が減少傾向にあることや、一般の医療との両立のため、調整を行い、本日現在、128床を確保。

- ・本日 28 日 10 時時点での入院患者数は 5 人となっており、病床使用率は、確保病床全体では 2.0%、即応病床で 3.9%となっている。
- ・患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として 98 室を確保しており、入院等の受け入れに支障が生じないよう体制を整えている。
- ・今後とも、医療機関など関係者の協力をいただきながら、医療提供体制の確保や診療・検査体制の強化に努め、引き続き、積極的な調査、検査を行うとともに、県民の皆様へ 3 密の回避など基本的な感染対策の呼びかけを行っていく。

(3) 県の対応等について (防災危機管理課長)

- | | |
|--------------------------|--------|
| ① 感染者の状況を踏まえた県の目安等について説明 | 【資料 3】 |
| ② 全国の感染状況について説明 | 【資料 4】 |
| ③ 島根県の対応 (案) について説明 | 【資料 5】 |

2. 知事指示事項

2 月 26 日に、政府は緊急事態措置を実施すべき区域を変更したことから、県民の皆様は、次のとおり要請します。

なお、要請期間は、令和 3 年 3 月 1 日から 3 月 7 日までとします。

(都道府県をまたぐ移動について)

1. 緊急事態宣言の対象地域である、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との往来を控えてください。

この他に、栃木県、群馬県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県などのように、都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重な判断をお願いします。

特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えてください。

ただし、やむを得ない仕事や、就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。

(基本的な感染症対策の徹底について)

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き

- (1) 「3つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」

- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」など、
基本的な感染症対策に取り組むようお願いします。

(飲食店の利用について)

3. 各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、

- (1) 「県外の方との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内・県外問わず、控えること
- (2) 県外からの帰省など、県外の方が自宅に宿泊されたご家庭の方は、帰省者が戻られた後2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること
- (3) 県外への帰省など、県外の方の自宅に宿泊された場合も、県内に戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること
- (4) 飲食店の利用について、当分の間、
 - ① 飲食の際の人数を、9人以下として頂き、かつ、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅に宿泊された方は、2週間経過するまでは参加を控えること
 - ② 時間については1時間30分を限度とすること
- (5) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること
 - ② 県内でも、県外の方との利用を控えること

ただし、いずれの事項も、鳥取県全域、そして広島県・山口県のうち、生活（通勤、買物等）圏域を共通する地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

(冬場の換気の実施について)

4. 冬期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」に示されたとおり、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うようお願いします。

(業種ごとのガイドライン遵守について)

5. 事業者におかれては、感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を、再度ご確認の上、実践頂きますようお願いいたします。

(イベント開催の目安について)

6. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」により、対応をお願いいたします。

(接触確認アプリの活用について)

7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用をお願いいたします。

(事業所での接触低減の取組について)

8. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行ってください。

(誹謗中傷や差別の防止について)

9. 感染された方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎んでください。県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとって頂きますよう、重ねてお願いいたします。

島根県内でも、これまで感染者が発生した店舗のうち、不特定多数の利用者がおられる店舗については、店舗の同意を頂いた上で、店名公表をさせて頂いております。

これは店舗を経営されている方にとりましては、店名公表によります風評被害や経営悪化を覚悟の上で、県民の皆様への感染拡大防止のため、真摯なご協力を頂いた結果であります。

そういった店舗に対しての、誹謗中傷や心無い言動は厳に控えて頂きますよう、重ねてお願いいたします。

県としましては、全国の感染状況等を十分に注視し、国や他の都道府県、市町村、医療機関などと緊密に連携を取りながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そして地域経済の回復などに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。